

通

## 「DPC 制度への参加等の手続きについて」の一部改正

令和6年11月29日  
保医発1129第11号

【解説】DPC 対象病院の統廃合や、病院の名称変更、退出ルールなどの見直しが行われ、通知が改正されました。

(p.447 右段下から 21 行目～p.450 右段下から 2 行目、下線部訂正・追加)

## 第 1 DPC 対象病院

## 3 DPC 対象病院の再編等について

## (1) DPC 対象病院を含む複数の病院の再編(合併又は分割等)について

## ア 再編前に DPC 対象病院等であった病院が DPC 制度への継続参加を希望する場合

DPC 対象病院又は再編年月日(予定を含む。以下同じ)に DPC 対象病院となる予定の DPC 準備病院(以下「DPC 対象病院等」という)に、他の病院と再編の予定があり、再編前に DPC 対象病院等であった病院が、再編後も DPC 制度への継続参加を希望している場合は、再編年月日の 6 か月前までに、別紙 17「DPC 対象病院等の再編に係る届出書」及び別紙 18「DPC 対象病院等の再編に係る届出書(別紙)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

## イ 再編前に DPC 対象病院等でなかった病院又は再編により新たに開設される病院が、再編後に DPC 制度への参加を希望する場合

## (ア) 申請に係る手続き

DPC 対象病院等に、他の病院と再編の予定があり、再編前に DPC 対象病院等でなかった病院又は再編により新たに開設される病院が、再編後に DPC 制度への参加を希望する場合は、再編年月日の 6 か月前までに、別紙 2「DPC 対象病院等の再編に係る申請書」及び別紙 3「DPC 対象病院等の再編に係る申請書(別紙)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。当該申請書が提出された場合は、DPC 制度への参加の

可否について厚生労働省保険局医療課において審査及び決定することとし、必要に応じて中央社会保険医療協議会において審査及び決定する。

## (イ) 申請が認められた場合について

申請が認められた場合は、再編後に新たに DPC 対象病院として DPC 制度に参加する。

ただし、申請が認められた DPC 対象病院であっても、以下の基準のうち 1 つでも満たしていないことが確認された場合は、確認された月の 4 か月後の初日に DPC 制度から退出する。

- ① 再編又は所在地の変更年月日の直近 1 年以上、継続してデータが提出されている。
- ② 再編又は所在地の変更年月日の直近 1 年の(データ/病床)比が 1 月当たり 0.875 以上である。
- ③ 再編又は所在地の変更後、6 か月以上、継続してデータが提出されている。
- ④ 再編又は所在地の変更後、6 か月の(データ/病床)比が 1 月当たり 0.875 以上である。

この場合、当該 DPC 対象病院は別紙 8「DPC 制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。なお、第 2 の 1 の(1)の基準を満たしており、別紙 8「DPC 制度からの退出に係る届出書」と併せて別紙 13「DPC 準備病院届出書」及び別紙 14「DPC 準備病院届出書(別紙)」を提出した場合は、DPC 準備病院となることができる。

## (ウ) 申請が認められなかった場合について

審査の決定内容は当該病院に通知するものとし、決定に不服がある病院は、1 回に限り別紙 11「不服意見書」を厚生労働省保険局医療課長

に提出することができる。この場合、提出された不服意見書を踏まえ、中央社会保険医療協議会において再度審査を行い、申請の認否を決定する。

上記(ア)の申請が認められなかった病院は、再編の変更年月日に DPC 制度から退出する。この場合、当該病院は別紙 8「DPC 制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する(再編又は所在地の変更年月日の前々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行う)。

なお、上記(ア)の申請が認められなかった場合であって、当該病院が DPC 準備病院となることを希望する場合は、当該病院を DPC 準備病院とする可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定し、かかる申請が認められた場合は、当該病院は DPC 準備病院となることができる。

## (2) DPC 対象病院の所在地の変更について

## ア DPC 対象病院が至近の距離に所在地を変更する場合について

DPC 対象病院又は所在地の変更年月日(予定を含む。以下同じ)に DPC 対象病院となる予定の DPC 準備病院の所在地が変更となる場合(至近の距離に所在地を変更する場合に限る)は、所在地の変更の 2 か月前までに、別紙 16「DPC 対象病院又は DPC 準備病院の名称の変更又は所在地の変更(至近の距離の場合)に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

## イ それ以外の場合について

DPC 対象病院又は所在地の変更年月日に DPC 対象病院となる予定の DPC 準備病院の所在地が変更となる場合(上記アの規定に基づく届出書を



提出する場合を除く)は、所在地の変更年月日の6か月前までに、別紙19「DPC対象病院等の所在地の変更に係る申請書」及び別紙20「DPC対象病院等の所在地の変更に係る申請書(別紙)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

当該申請書が提出された場合は、DPC制度への継続参加の可否について中央社会保険医療協議会において審査及び決定する。

上記の申請が認められた病院の手続きについては、上記(1)のイの(イ)に、上記申請が認められなかった病院の手続きについては、上記(1)のイの(ウ)に準じた取扱いとする。

(3)~(8) (削除)

#### 4 DPC制度からの退出について

(1) (略)

(2) 退出の手続き

##### ① 通常の場合

DPC制度から退出する意向がある病院(特定機能病院を除く)は、直近

に予定している診療報酬改定の6か月前までに、別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出することとし、当該届出を行った病院は、当該診療報酬改定の時期に合わせてDPC制度から退出する(診療報酬改定の前々月の初日以降新たに入院する患者から医科点数表により算定を行う)。

なお、診療報酬改定以外の時期にDPC制度から退出する場合の手続きについては、以下に定めるとおりとする。

① DPC対象病院の基準を満たさなくなった場合

ア~エ (略)

② 入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が0となる場合

入院基本料に係る施設基準の変更の届出により第1の1の(2)の④イに規定する病床数(以下「対象病床数」という)が0となる病院(特定機能病院を除く)は、入院基本料にかかる施設

基準の変更の届出と併せて、別紙8「DPC制度からの退出に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

③ 保険医療機関を廃止する場合

保険医療機関を廃止する(後略)

④ その他の理由により退出する場合

その他特別な理由により、①、②及び③の手続によらず緊急にDPC制度から退出する必要がある病院(特定機能病院を除く)は、別紙10「DPC制度からの退出に係る申請書(その他特別な理由がある場合)」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。(中略)

また、当該審査の内容については必要に応じ、厚生労働省保険局医療課より中央社会保険医療協議会に報告を行うものとする。

(特別な理由の例)

○ DPC調査に適切に参加できなかった場合

(3) (略)

(4) 退出した病院のDPC調査への参加に

(別紙17)

**DPC対象病院等の再編に係る届出書**

(保険医療機関名称)  
 当院 \_\_\_\_\_ は、  
 \_\_\_\_\_ と、  
 別紙18の保険医療機関 \_\_\_\_\_ と、  
 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日に再編を予定しています。  
 令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日  
 保険医療機関コード \_\_\_\_\_  
 保険医療機関の名称 \_\_\_\_\_  
 保険医療機関の所在地住所 \_\_\_\_\_  
 開設者名 \_\_\_\_\_  
 (連絡先) 担当者名: \_\_\_\_\_  
 所属部署: \_\_\_\_\_  
 電話番号: \_\_\_\_\_  
 E-mail: \_\_\_\_\_  
 厚生労働省保険局医療課長 殿

(提出上の注意)  
 1 本届出書には、必要事項を記載した別紙18「DPC対象病院等の再編に係る届出書(別紙)」を添付して提出すること。  
 2 本届出書の提出後、厚生労働省から申請内容等に係る追加の資料提出を求められた場合は、速やかに提出すること。  
 3 本届出書は、再編年月日の6か月前までに、地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(別紙18)

**DPC対象病院等の再編に係る届出書(別紙)**

	再編前病院①(※1)	再編前病院②(※1)	再編後病院(※1)
保険医療機関コード			変更の 有・無・不明
保険医療機関名称(予定)			
開設者(予定)			
保険医療機関の所在地(予定)			
所属する医療圏(予定)			
総病床数(予定)			
DPC算定病床数(予定)			
診療科目数(予定)			
主たる診療科目(予定)			
入院中の患者の引継ぎ			有・無
病院職員(医師、看護師等)の引継ぎ			有・無
届出(予定)入院基本料			
診療録管理体制加算の届出(予定)	有・無	有・無	有・無
直近1年間の継続したDPCデータの提出(予定)			有・無
直近1年間の1ヶ月あたりのデータ/病床比(予定)			
直近1年間の1ヶ月あたりのデータ数(予定)			
コーディング委員会の設置(予定)	有・無	有・無	有・無

(記載上の注意)  
 ※1 病院における状況(予定)について記入し、該当する項目に○を付けること。  
 ※2 再編前の病院数が3以上、又は再編後の病院数が2以上になる場合は、適宜、様式を修正すること。  
 (提出上の注意)  
 本届出書は、再編年月日の6か月前までに、地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(別紙 19)

**DPC対象病院等の所在地の変更に係る申請書**  
(至近の距離への所在地の変更以外の場合)

(保険医療機関名称)  
当院 \_\_\_\_\_ は、  
令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日 に所在地の変更を予定しています。

所在地の変更後もDPC対象(準備)病院の基準を満たす予定であり、DPC制度への継続参加を希望します。

申請が認められなかった場合、DPC準備病院となることを (希望します ・ 希望しません)。

令和 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

保険医療機関コード \_\_\_\_\_

保険医療機関の名称 \_\_\_\_\_

保険医療機関の所在地住所 \_\_\_\_\_

開設者名 \_\_\_\_\_

(連絡先) 担当者名: \_\_\_\_\_  
所属部署: \_\_\_\_\_  
電話番号: \_\_\_\_\_  
E-mail: \_\_\_\_\_

厚生労働省保険局医療課長 殿

(提出上の注意)

- 1 本申請書には、必要事項を記載した別紙20「DPC対象病院等の所在地の変更に係る申請書(別紙)」を添付して提出すること。
- 2 本申請書の提出後、厚生労働省から申請内容等に関する追加の資料提出を求められた場合は、速やかに提出すること。
- 3 本申請書は、所在地の変更年月日の6か月前までに、地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

(別紙 20)

**DPC対象病院等の所在地の変更に係る申請書(別紙)**  
(至近の距離への所在地の変更以外の場合)

	所在地の変更前の病院(※1)	所在地の変更後の病院(※1)
保険医療機関コード		
保険医療機関名称(予定)		
開設者(予定)		
保険医療機関の所在地(予定)		
所属する医療圏(予定)		
総病床数(予定)		
DPC算定病床数(予定)		
診療科目数(予定)		
主たる診療科目(予定)		
入院中の患者の引継ぎ		
病院職員(医師、看護師等)の引継ぎ		
届出(予定)入院基本料		
診療録管理体制加算の届出(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無
直近1年間の継続したDPCデータの提出(予定)	/	有 ・ 無
直近1年間の1ヶ月あたりのデータ/病床比(予定)	/	
直近1年間の1ヶ月あたりのデータ数(予定)	/	
コーディング委員会の設置(予定)	有 ・ 無	有 ・ 無

(記載上の注意)  
※1 病院における状況(予定)について記入し、該当する項目に○を付けること。

(提出上の注意)  
本申請書は、所在地の変更年月日の6か月前までに、地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

ついて

- ① (略)
- ② (略)
- ③ **DPC対象病院の再編又は所在地の変更後のDPC制度への継続参加が認められなかった場合等**  
3の(1)のイの(イ)のただし書又は(ウ)に該当しDPC制度から退出した病院は、(中略)  
ただし、当該調査期間中にA100一般病棟入院基本料、A104特定機能病院入院基本料(一般病棟の場合に限る)又はA105専門病院入院基本料を算定している場合に限る。
- ④ **入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が0となる場合又はその他の理由により退出する場合**

入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が0となった病院又はその他の理由により退出した病院は、厚生労働省保険局医療課において定める期間について、DPC調査に適切に参加しなければならない。

第2 DPC 準備病院

3 DPC 準備病院の再編又は所在地の変更について

DPC準備病院に再編の予定があり、再編後もDPC準備病院として継続を希望している場合又はDPC準備病院に所在地の変更の予定があり、変更後もDPC準備病院として継続を希望している場合は、第1の3(申請に対する審査に係る規定を除く)に準じた取扱いとする。

第3 その他

1 患者への周知等

- (2) 包括範囲内の診療行為が分かる明細書の交付については、「医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について」(令和6年3月5日保発0305第11号)により取り扱う。

2 名称の変更

DPC対象病院及びDPC準備病院の名称が変更となる場合には、名称の変更の2か月前までに、別紙16「DPC対象病院又はDPC準備病院の名称の変更又は所在地の

変更(至近の距離の場合)に係る届出書」を地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

〔別紙〕

(p.451「別紙1」最下部に挿入)  
(提出上の注意)

本届出書は、直近に予定している診療報酬改定の6か月前までに地方厚生(支)局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。なお、当該届出書の受付については、厚生労働省において診療報酬改定の6か月前までの一定期間を受付期間として設定し各DPC準備病院に連絡するので、当該期間内に提出する。

(p.451「別紙2」中、次の①～③のように訂正)

- ① 「合併」をすべて「再編」に。
- ② 7行目の次に下線部挿入。  
(前略) 希望します。

申請が認められなかった場合、DPC準備病院となることを(希望します・希望しません)。

③ 「(提出上の注意)」の最下部に挿入。

- 3 本申請書は、再編年月日の6か月前



までに、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

(p.451「別紙3」中、次の①～④のように訂正)

- ① 「合併」をすべて「再編」に。
- ② 表中下から5行目の「診療録管理体制加算の届け出（予定）」の次に挿入

直近1年間の継続したDPCデータの提出（予定）			有・無
直近1年間の1ヶ月あたりのデータ/病床比（予定）			
直近1年間の1ヶ月あたりのデータ数（予定）			

- ③ 「（記載上の注意）」の「※2」, 下線部訂正。  
 ※2 再編前の病院数が3以上、又は再編後の病院数が2以上になる場合は、適宜、様式を修正する。

- ④ 最下部に挿入。

（提出上の注意）

本申請書は、再編年月日の6か月前までに、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

(p.451「別紙4」～p.452「別紙7」削除)

(p.452「別紙8」下線部訂正)

（記載上の注意）

※ 退出年月日欄は、退出事由に応じて以下の日付を記載する。

- ・本文第1の3の(1)のイの（イ）に該当する場合：（後略）
- ・本文第1の3の(1)のイの（ウ）に該当する場合：再編年月日
- ・本文第1の4(2)の柱書に該当する場合：（後略）
- ・本文第1の4(2)の①アに該当する場合：（後略）
- ・本文第1の4(2)の①イに該当する場合：（後略）
- ・本文第1の4(2)の①ウ又はエに該当する場合：（後略）
- ・本文第1の4(2)の②に該当する場合：入院基本料に係る施設基準の変更の届出により対象病床数が0となる日

（提出上の注意）

本届出書は、本文第1の4(2)の柱書に該当する場合は、直近に予定している診療報酬改定の6か月前までに、本文第1の4(2)の②に該当する場合は、入院基本料にかかる施設基準の変更の届出と併せて、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省

保険局医療課長に提出する。

(p.453「別紙10」2行目、下線部訂正)  
 （その他特別な理由がある場合）

(p.454「別紙14」の最下部に挿入)

3 本届出書は、直近に予定している診療報酬改定の6か月前までに、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

(p.454「別紙16」中、次の①～②のように訂正)

- ① 1行目、下線部訂正。  
 DPC対象病院又はDPC準備病院の名称の変更又は所在地の変更（至近の距離の場合）に係る届出書
- ② 下部の「提出上の注意」、下線部訂正。  
 本届出書は、名称又は所在地の変更の2か月前までに、地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出する。

(p.454「別紙16」の次に「別紙17」～「別紙20」挿入)  
 [→本欄 p.71～p.72 に掲載]